

社会福祉法人すみなす会
役員等の報酬並びに費用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人すみなす会（以下「当法人」という。）定款第8条及び第22条に基づき、役員等の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義等)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 役員等とは、役員及び評議員をいう。
- (3) 常勤役員とは、役員のうち、当法人を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤役員とは、役員のうち、常勤の役員以外の者をいう。
- (5) 報酬とは、社会福祉法第45条の35第1項で定める報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称の如何を問わない。
- (6) 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)等の経費をいい、報酬とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 役員等には、職務執行の対価として報酬を支給することができる。

- (1) 常勤役員には、月額報酬及び慰労金を支給することができる。
 - (2) 非常勤役員及び評議員には、報酬を支給することができる。
- 2 常勤役員に対する慰労金は、役員を退任した時、その功績及びその在任期間を考慮して支給することができる。

(報酬の算定)

第4条 役員等の報酬総額は、年間450万円以内とする。

2 常勤役員等の報酬の額は、次の各号による報酬の区分に応じて定める額とする。

- (1) 月額報酬は、別表第1に基づく額
- (2) 慰労金の額は、別表第2に定める限度額の範囲内において理事会が定める額

3 非常勤役員及び評議員の報酬の額は、別表第3に基づく額

(通勤手当)

第5条 常勤役員には通勤手当を支給することができる。

(1) 手当の額は、当法人職員の給与規程の通勤手当支給基準に準ずる額

(費用弁償)

第6条 役員等が職務のために出張したときは、当法人職員の旅費規程に準じて出張に要する交通費、旅費(宿泊費含む)を支給することができる。

(当法人職員給与との併給)

第7条 当法人職員を兼務し、職員給与を支給している常勤役員に対しては、本規程に基づく役員報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

第8条 常勤役員に対する報酬の支給方法は、当法人職員の給与規程の給与の支払い方法に準ずる。

2 非常勤役員及び評議員に対する報酬の支給方法は、当該会議等に出席した都度、支給する。

3 月額報酬は、法令の定めるところによる控除すべき金額及び本人から申し出のあった立替金等を控除して支給する。

(公表)

第9条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行なう。

(補則)

第11条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めるものとする。

附則

この規程は平成29年6月22日から施行する。

「社会福祉法人すみなす会役員及び相談役報酬等要綱」及び「社会福祉法人すみなす会役員等費用弁償規程」は廃止する。

別表第 1 (常勤役員の報酬)

役職名	報酬の額
理事長	月額 300,000 円

別表第 2 (常勤役員の慰労金上限額の算定式)

$$\text{報酬月額} \times \text{在任年数}$$

※在任年数は1か年単位とし、端数は月割りとする。ただし、1か月未満は1か月に切り上げる。

別表第 3 (非常勤役員及び評議員の報酬)

(1) 理事

	日額
理事会等会議への出席及び法人運営に必要な業務に従事した場合	10,000 円

(2) 監事

	日額
監事監査への出席	20,000 円
理事会等会議への出席	10,000 円

(3) 評議員

	日額
評議員会への出席	10,000 円

※日額は、法令の定めにより控除すべき額を控除した金額